

## 大阪市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書（淀川区）

大阪市（以下、「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、区民サービスの向上と大阪市淀川区区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域の活性化に関すること
- （2）安全安心なまちづくりに関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）子育て・教育に関すること
- （5）健康・福祉に関すること
- （6）環境問題に関すること
- （7）区政のPRに関すること
- （8）その他本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、決定する。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、故意または重過失による誤り等があった場合は含まないものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を書面により行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 甲又は乙が第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社に甲の秘密情報を開示する場合には、乙は当該開示の相手方に対し、前2項の守秘義務と同等の守秘義務を負わせるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各1通を保有する。

令和3年11月15日

甲：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号  
大阪市  
協定締結担当者 淀川区長  
(自署)

乙：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
協定締結担当者 大阪北支社長  
(自署)